

全体に関する意見

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
-	「情報や啓発の実施」とあるが、具体的な計画が必要。	行動指針としての計画という性格上、このような体裁になっています。具体的施策については、年度ごとに実施計画を策定し事業を実施していく予定です。	1
-	具体的な施策を元に計画を見直すべき。		1
-	「適正」との言葉が多いが、人によって「適正」の基準が違うので、もう少し具体的に書いて欲しい。	適正とは、法を遵守している状態を基本に考えております。	1

冒頭部分に関する意見

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
-	「動物の中には、家族の一員として長い時間を私たちとともに過ごし、癒しの存在となる家庭動物もあれば、・・・産業動物もあります。」を「動物の中には、家族の一員のような存在として長い時間を飼い主とともに過ごす家庭動物もいれば、・・・産業動物もいます」とすべき。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
-	「人の視点による」とあるが、人の視点の管理がなぜ問題なのか。動物の習性を理解するの人も人であることから、人の視点を排除した愛護管理なるものがどのような意味を持つのか分からない。		1
-	「人の視点による管理から、動物の習性等を理解した「愛護管理」へといった視点の転換が必要であり、」を「このようなトラブルを防止するためには、基本的に動物を飼い始めた人がその動物の習性等を理解し徹底した適正管理を行うことが必要不可欠ですが、動物を愛護した管理する心の啓発等、行政のみならず多様な主体による・・・」とすべき。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1

第2 計画の期間及び進捗管理

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
-	「具体的な施策としては、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とします。」を、国の指針に従い、「具体的な施策としては、平成20年度から平成30年度までの10年間を計画期間とします。」に変更すべき。	平成18年10月に策定された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)」において、都道府県が策定する「動物愛護管理推進計画(基本計画)」の計画期間は、原則として平成20年度から10年間とされています。 また、基本指針は策定後概ね5年目にあたる24年度を目途に見直しを行うこととされ、基本計画もそれに合わせて見直すことが求められています。 三重県においては、長期戦略計画(ビジョン)として概ね10年先を見据えた「県民しあわせプラン」を作成し、さまざまな施策や事業の取組を示す中期戦略計画は、社会状況の変化等に対応しやすい4年間の目標を定めて取り組むこととしています。 これらのことから、本計画においても、概ね10年先を見据えたうえで、具体的な施策に取り組むために計画期間を5年間としました。	30

第3 計画の構成

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
視点	視点2「管理から愛護管理へと転換する」を削除し、「適正管理を徹底する」とすべき。	「愛護管理」とは、愛護し適正飼養することを指しているため、ご提案の趣旨を含んでいると考えます。	1
	視点2「管理から愛護管理へと転換する」を削除し、「動物を正しく理解し、管理する」とすべき。		1
体系	体系の中に、ブリーダーやペットショップのような動物取扱業者に対する項目がないが、家庭動物に含まれているのでしょうか。動物取扱業者の項目が必要。	動物取扱業者については、第4の2(1)家庭動物の適正な飼養に含まれております。	1
	「動物の健康と人の安全の確保」を「人の安全と動物の健康の確保」とすべき。	文意はほぼ同一と考えます。	1
	その他の意見	-	2

第4 具体的な取組

1. 動物を愛護する心の啓発

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
【現状と課題】	「保健所等に寄せられる動物虐待に関する情報や」に「保健所等に寄せられる人及び動物による苦情等」を加えるべき。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
	「動物虐待に関する情報や相談の件数は増加傾向にあります。動物虐待につながる行為をなくすために」を「動物虐待に関する情報や相談の件数は増加傾向にあり、また迷惑被害に関わる苦情も〇〇年度においては〇〇件あります。動物虐待につながる行為や動物飼養者による迷惑被害をなくすために、」とし、「動物を愛護する心の育成」を「動物を管理する意識及び愛護する心の育成」とすべき。		1
【めざす姿】	「それぞれの動物愛護意識が」を「それぞれの動物を愛護し管理する意識が」とすべき。	ここでは飼育動物だけでなく動物全般に関わる意識を指しています。	1
【めざす姿】	「県民一人ひとりが、人と動物のかかわりについて正しく理解し、それぞれの動物愛護意識が向上しています。」を「県民一人ひとりが、人と動物のかかわりについて正しく理解し、それぞれの動物の適正管理に対する認識や動物愛護意識が向上しています。」とすべき。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
【取組内容】	2、3、4個目「学校飼育動物に関する問題調査を実施するとともに、適切な指導を行い問題を解決する」ことを追加すべき。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	小学校などの教育における取組の支援として、「学校かかりつけ獣医師体制を推進」「学校等を訪問し、動物に対する基礎知識の提供や体験学習などの活動を支援」「動物との接し方や飼い方、虐待行為や遺棄に関する現状などの実態をより多くの住民に知ってもらう」		2
	1個目「様々なプログラム」を例を挙げて描くべき	行動指針としての計画という性格上、このような体裁になっています。具体的施策については、年度計画を策定し、実施にあたる予定です。	1
	【取組内容】に下記項目を追加すべき。 ○殺処分・(並びに動物実験に)関するパネル展を市役所・図書館などで開催し、広報などでも実態を訴える写真などを掲載する。 ○「保健所の職員に対する教育を強化する」 ○「動物愛護に関する推奨図書を各教育機関に配布する。」 ○子供に対してもセンターで行われている殺処分について知らしめる。無責任な人たちにより、動物たちがどんな状況に置かれているかを伝える。 ○学校で飼われている兎などに関して、適正な飼育をすることはもちろんですが、繁殖を抑える手術も行う。 ○教育者にも動物愛護の教育を徹底する。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	「動物を愛護する心の啓発」を「動物を愛護し管理する心の啓発」とすべき。	ここでは飼育動物だけでなく動物全般に関わる意識を指しています。	1

【取組内容】	「動物に対する理解を深めるため、動物と直接ふれあうなど、さまざまなプログラムを取り入れ、学ぶ機会を充実」するとのことですが、都合のいいときだけふれあって終わりではなく、動物の誕生から死に至るまでを継続して理解し学ぶようなプログラムを導入してください。 特に、家庭動物は家族の一員として終生飼養することが飼い主の責任であることを学べるようにする必要があります。 「動物の命について学ぶ機会とするため、牛の解体作業、食肉検査などの見学を引き続き実施」するとのことですが、単に殺して解体する場面だけではいのちの大切さを知ることが逆効果になる場合もあると考えられます。 動物の誕生から飼育、管理、と畜にいたる過程を全体的にとらえて学ぶ必要もあります。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	3個目動物愛護ポスターをどう生かすのか、書き加えるべき。	ご意見をふまえ、ポスター展での啓発を追加します。	1
	「動物と直接ふれあう様々のプログラム」とあるが、これが愛護につながるとは思えない。	基本指針にもあるとおり、ふれあう経験は有用であると考えます。	3
	「いつ」「だれが」「どんなことを」「どうやって」やるのか、もっと具体的に示すべき	行動指針としての計画という性格上、このような体裁になっています。具体的施策については、年度計画を策定し、実施にあたる予定です。	1
【目標】	新たな取組も具体的に書き、目標にも年1回愛護フェスティバルを開くなど具体的な取組を挙げるべき		1
その他	食肉センター見学に関する意見。	-	2
	学校飼育動物に関する意見	-	2
	動物愛護ポスターに関する意見	-	2
	その他の意見	-	2

2. 動物の健康と人の安全の確保 (1) 家庭動物の適正な飼養

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
【取組方向】	2「適正飼養の徹底に向けた啓発の実施」を「飼い主責任としての適正飼養の徹底に向けた啓発の実施」とすべき。	文意はほぼ同一と考えます。	1
【めざす姿】	【めざす姿】の文章の中に「愛情を持って」をいれるべき。	文意はほぼ同一と考えます。	1
【取組内容】	「新たに動物の飼養を希望する者に対する動物の飼養前講習」を行う具体的な取組方法が不透明です。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
	2個目「予防注射など様々な機会」とあるのを、ほかにも例を挙げるべき。また、適正飼養の啓発は何によって行うのか具体的に書くべき。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
	動物の適正管理の推進。避妊、去勢手術費用の助成をする。	不妊去勢手術促進のための助成金制度は、20年以上前から県内の大多数の市町で実施されてきました。今後も、助成の成果を見ながら継続の判断がなされることと思います。	4

【取組内容】	不適切な飼い主等への罰則の強化に関する意見	今後も、法令に基づいた監視指導を実施していきます。	3
	「動物を飼養する意義や動物の習性・生理・生態、飼養にかかる費用や法令遵守などに関する十分な知識を得たうえで」を「…十分な知識を事業者から得たうえで」とすべき。	動物の入手先は、知人からの貰い受けが多く、事業者だけでないことから現状のままとします。	1
	「適正な飼い方」は「その動物の習性、食費、疾患、ワクチンや治療費等の金銭的な負担、不妊去勢手術の知識、登録の義務又は終生飼養の責任などの説明を必ず行う」とすべき。	適正とは、法を遵守している状態を基本に考えております。	1
	新規で動物取扱業から犬やその他の動物を購入した場合、その場で、登録できるようにできないか。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	譲渡時又は販売時に、飼い犬が死亡したとき、登録を抹消することを周知するよう明記すべき。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発について具体的に記述すべき。	行動指針としての計画という性格上、このような体裁になっています。具体的施策については、年度計画を策定し、実施にあたる予定です。	1
	5個目狂犬病予防注射の徹底について飼い主、事業者に対する具体的な働きかけ施策を入れ込むべき		1
	6個目「所有者明示や逸走防止等の適正飼養について普及啓発を行います」を「所有者明示で責任の所在を明らかにし飼い主の意識向上をはかり、遺棄や逸走の防止等の適正飼養についての普及活動を行います」とすべき	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
	病院にかかった際、犬猫共、迷子札などがついていない場合はつけるように厳重に注意していただけるよう獣医の方たちの協力を求める。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	「適正管理に努め」のあとに「動物福祉の観点から行政の定める繁殖制限に従います」を加える。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えます。	1
	「動物の販売にあたっては」のあとに「動物取扱業の登録を見直し、個人でも動物の売買をする者は登録が必要とする。またその登録者には適正な売買や飼育管理ができていないか視察指導を行うものとする」を追加すべき。	ご提案の趣旨については、既に実施しています。	1
	8個目「動物取扱業者の適正化をはかります」「模範となる動物取扱業者を表彰するなど、動物取扱業者だけでなく、県民に対して動物取扱業の登録制度について周知を図ります。また、動物取扱業者を対象に、専門家等によるセミナー等を開催するなど資質向上のための機会を提供します。」とすべき	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	動物取扱業者の資質の向上のため、「動物取扱業者に対する定期的な視察を実施」「年1回以上遵守基準の履行状況の確認を実施」	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	2
	「保護・収容される動物が減少し、」を「保護・収容される動物を減少させ飼い主に責任の自覚を促すため」とすべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えます。	1
9個目「犬の鑑札、予防接種済票を機能性、デザイン性に優れたものに改訂し、装着率の向上を図ること」「獣医師、ペット業者、美容業者などに装着確認、および指導の協力を求めること」を追加すべき	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1	
「飼育動物へのマイクロチップ埋め込みなどによる」を「法律で義務づけられている特定動物、特定外来種以外の個体へのマイクロチップ埋め込みなどによる」とすべき		1	

【取組内容】	「保護・収容された動物が減少し、適切に飼い主の元へ戻るよう、飼い犬の鑑札表示や飼養動物へのマイクロチップ埋め込みなどによる所有者明示を働きかけます。」 を「保護・収容された動物が減少し、適切に飼い主の元へ戻るよう、飼い犬の鑑札表示などによる所有者明示を働きかけます。」 と変更すべき。		85
	9個目マイクロチップ埋め込みの具体的な数値目標など実現に向けて具体的にすべき。	マイクロチップは、所有者明示の方法の一つと考えています。	1
	所有者明示の実施率向上のため、「迷子札による所有者明示を義務づける」		2
	迷子となった犬・猫を迅速に識別し、飼い主に返還するための識別方法としてのマイクロチップ装着は齊かではないが、下記条件下にて行うべきとする。 ・マイクロチップの安全性の確保 ・装着のメリット・デメリットを明示して選択させる ・未装着の犬・猫に対する行政側の差別待遇		12
	所有者明示の必要性を強い表現で啓発して欲しい。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
	「保護・収容された動物について、公示の方法の見直しや抑留期間の延長について検討を行います。」を「愛護センターで引き取った動物の掲示・抑留期限は最低4週間とする。」	抑留期間の延長については、現状の施設では困難ですが、法の趣旨に従い、できる限り生存の機会を与えるよう努めてまいります。	95
	「保護収容された動物についての公示方法の見直し、抑留期間の延長について検討を行います」を「保護収容された動物の殺処分ゼロを目指すため、インターネットなどの情報媒体を広く活用し、譲渡の普及に努める。抑留期間を1カ月に延長する。すべての収容動物を譲渡の対象とする。地域団体と連携し、協働事業として取り組む」に改める。	譲渡には適性診断が必須と考えており、すべての収容動物を譲渡することは不可能です。現状の施設では適性診断等の実施が困難ですが、できる限り生存の機会を与えるよう検討してまいります。	1
	「抑留期間の延長について検討」を「抑留期間の延長を実施」にすべき。	現在もケースバイケースで延長していますが、一律延長は不可能であるので、その選抜方法を検討していきます。	1
	10個目公示の方法の見直しのところにインターネットによる公示も入れて欲しい、また、抑留期間の延長について検討ではなく「延長します」としてほしい。		2
	10個目「収容施設は殺処分のみを行う目的ではなく、動物愛護の推進を目的とした一時保護施設とし、可能な限り生存の機会を与えるほか、現行の炭酸ガス処分ではなく、1頭ごとの麻酔薬投与による苦痛の少ない致死処分への転換を図る」ことを追加すべき	ご提案の趣旨については、現状の体制では困難です。	1
	保健所収容動物に関する記録と、施設収容の動物死体に関する記録について、その収容場所、収容月日、動物の種類、収容時の状況、動物の写真、動物の状態や特徴を可能な限り詳細に記録・保存し、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにする事。	現状の体制では困難ですが、できる範囲で対応してまいります。	13
	殺処分しないで下さい。		2
処分されていく動物達に対する思いやりのある対策を	行政による致死処分は、現在のところ必要なツールだと考えております。	2	

【取組内容】	第10項目「犬の捕獲において、可能な限り捕獲場所での聞き込み捜査を行うこと、また捕獲場所周辺において捕獲した旨の広報を行うこと」および「公示期間を過ぎた犬ねこも可能な限り一般譲渡を進めること」を追加すべき	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	「公示の見直し」のあとに「全国規模のネットワークを作り」を追加すべき。	まず飼い主への返還が第一と考えています。	1
	狂犬病予防接種について、今後どのように県民に周知徹底するか明記すべき。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	「人に危害を加えたり・・・」「飼い主は、繁殖して飼いきれなくなるといったことのないよう・・・」「動物を飼うことが周辺地域に・・・」の3項目について、取組主体でまとめたうえで、飼い主(県民)のすべき項目を上位へ移し、飼い主責任を明確にすべき。	【取組内容】の項目については、【取組方向】に従い記述されております。ご指摘の趣旨については、すでに本計画に盛り込まれているものと考えます。	1
	「特に猫については～努めます。」を、「特に猫については、猫の飼養3原則、「屋内飼養」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」を推進していきます。(県)」に変更すべき。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	16
	「飼い主は、繁殖して飼いきれなくなるといったことのないよう、必要に応じて・・・」の「必要に応じて」では分からない。「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の記載のように具体的にすべき。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
	13個目「不妊去勢手術や適正飼育の普及啓発を関係行政機関だけでなく、飼い主がよく利用する動物取扱業者、ペット関連商品を取り扱う店舗、動物病院等の協力を得て、ポスター、パンフレット等を設置し、飼い主に直接アピールできる場所を広げていきます。」というように具体的にあげてほしい。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	14個目野良猫への恣意的なえさやり行為はつつしみます。というところは、野良猫がいる捨て猫をするひとがいるのがいけないので、○遺棄・虐待の防止の啓発・指導を行いますという項目にして、具体的に「捨てねこが多い場所に注意看板を設置したり、虐待を疑う事例が発生した場合には地域と連携して対応するなど、禁止行為の周知徹底を図ります。」と言うような文を盛り込んで欲しい。	野良猫への恣意的な餌やりを控えることについては、基本指針にも記載があり、愛護管理の視点からも必要と考えます。遺棄・虐待の防止については、ご指摘の趣旨をふまえ追加します。	1
	「限度を超えた多頭数飼育や野良猫への恣意的な餌やりは慎みます。」とあるが、当人からすれば「限度を超えている」との自覚がない場合が多い。当人の判断でなく、第三者からの判断が必要となる。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	「限度を超えた多頭数飼育」を「限度を超えた多頭数飼育の定義を明確にし必要に応じて行政で指導を行う」にすべき。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	「動物の多頭飼育に関する問題に対処するため、犬ねこ合わせて10頭以上の飼育を届出制とする」ことを追加すべき	本計画をもって、法規制以上の義務を課すことはできませんが、今後の検討課題としていきます。	1
	ボランティア、一般、業者などで多頭飼育している場所を各市町村で把握し、多頭飼育者の生活を守り、同時に不適切な多頭飼育者による被害から近隣住民の生活を守るために、適切な監督、助言、規制を行い、多頭飼育崩壊や近隣トラブルを未然に防ぐ事。	ご提案の趣旨については、飼い主が自ら行う責務の一つと考えます。	100
「○動物を飼うことが周辺地域に与える影響を自覚し、限度を超えた多頭数飼育や野良猫への恣意的な餌やり行為は慎みます。」を「○動物を飼うことが周辺地域に与える影響を自覚し、限度を超えた多頭数飼育を慎みます。」と「○飼う意思がない野良犬や野良猫への餌やり行為を慎みます。」と分けて記述すべき。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1	

【取組内容】	「野良猫への餌やり行為は慎みます。」を「野良猫への餌やりをする場合は、不妊手術も責任を持ってします。」とすべき。	飼う意思のない犬猫への餌やりが近隣の迷惑となることが多いため、不妊手術だけでなく、周辺環境への影響等についても自らが愛護管理する動物として扱うべきです。	1
	「野良猫への恣意的な餌やり行為は慎みます(県民)」を削除すべき。		1
	「野良猫への恣意的な餌やり行為は慎みます」を「野良猫への恣意的な餌やりは慎み、行政と協力して地域猫の運動に協力します」にすべき。		3
	猫も登録制にし、避妊去勢手術、ワクチン接種、マイクロチップの装着等の義務づけ	本計画をもって、法規制以上の義務を課すことはできませんが、今後の検討課題としていきます。	3
	「動物の健康及び適性を判断したうえで」を「動物の健康及び適性と加えて飼い主の適性を判断したうえで」とすべき。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
	保健所の犬は「気が荒い」「病気を持っている」と考える人がいる。まず、その誤解を解いては？	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	「適切な方法により致死処分を行います」を「全頭返還・譲渡することを目指し、致死処分は行わないことを目標とする」にすべき。		1
	「適切な方法により致死処分を行います。」を「テレビ、インターネット、広報などで譲渡先の募集をし、将来的には殺処分ゼロとなるようにします。」とすべき。	行政による致死処分は、現在のところ必要なツールだと考えております。	1
	「保護・収容された動物の管理を適切に行い、適切な方法により致死処分を行います(県)」を削除すべき。		1
	「動物の殺処分方法は5年以内に、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行する。」を追加すべき。	ご提案の趣旨については、現状の体制では困難です。	105
	17個目「保護・収容された動物の管理を適正に行い適切な方法により致死処分を行います。」とあるが、犬舎の冷暖房やガス処分の見直しなど明記してほしい。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
	「各保健所に収容されている犬猫についての取組内容」を追加すべき。		1
	センター等での収容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮すること。 ・オスメスの檻を分ける。 ・小型犬、大型犬を分ける。 ・老犬、仔犬、仔猫、老猫を分ける。 ・室温湿度などの調整。十分な給餌。 ・臨床経験豊富な獣医の常勤による健康管理。	ご提案の趣旨については、現状の施設では困難ですが、可能な限り配慮していきます。	104
	収容動物を譲渡するとき、動物販売時の終生飼養の普及啓発時などに、譲渡側に定期的に状況報告を受ける義務、譲受側に報告する義務を課すべきだと思います。	ご提案の趣旨については、既に実施しています。	1
	「動物の譲渡を行う際は」のあとに「譲渡希望者の審査を行い」を追加すべき。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
	「保護・収容された動物の管理を」のあとに「譲渡に向けた」を追加すべき。		1
「〇関係団体、獣医師会等と連携し、子犬に限らず、成犬、猫に譲渡対象を拡大し、譲渡制度の発展に努めていきます。(県、公社、関係団体)」を追加すべき。	譲渡を主目的に引取り等を行うのではなく、致死処分を減らす手段としての譲	20	

【取組内容】	収容動物生存の機会の拡大のため、「生存の可能性を最大限に考慮する」「飼育が困難な幼弱動物を一時的に世話するボランティアを募集・育成する」「社会貢献活動への取組を強化」を追加すべき。	渡を行うため、適切な譲渡先と適性のある動物の選定を適正に実施していきます。	2
	保護施設からの譲渡を充実する。		1
	「追加する。譲渡の対象者には希望する本人のみならず、他者への再譲渡を目的とした民間ボランティアや動物愛護推進員も含め、行政、ボランティアが協力し譲渡の推進を図ること」を追加すべき	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
	「追加する。保健所・愛護センターでの譲渡をする場合、譲渡マニュアルを製作し、飼養希望者の審査、飼養前の講習、徹底した説明、指導を受けた後での譲渡とすること、譲渡される動物は不妊処置を義務付け、譲渡後の追跡調査を行うこと」を追加すべき。	ご提案の趣旨は、既に本計画に含まれていると考えます。	106
	収容動物の譲渡及び生存機会の拡大を追加すべき。	現状の施設及び体制では困難ですが、できる限り生存の機会を与えるよう対応していきます。	1
	犬だけでなく猫の譲渡活動を実施し、殺処分数を減らして下さい。		1
	関係機関がしっかりと連携を取るために、どうするのかという部分についてももう少し具体的に示すべき。譲渡制度を成犬野生猫まで拡大し、それが困難であれば、市町単位での譲渡体制づくりを図ってはどうか。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	成犬譲渡をして欲しい。どんな条件であれば譲渡が可能か基準を示して欲しい。	ご提案の趣旨については、今後の検討課題としていきます。	1
	「犬猫等の飼養に関する苦情や相談への対応を適切に行い」のあとに「定義を明確にし」を追加すべき	ご提案の趣旨については、今後の検討課題としていきます。	1
	18個目相談の中に「高齢や飼い主の病気などで飼えなくなった動物・犬の病気などについても獣医師・愛護団体などが相談窓口になり取り組む」と書いて欲しい。 飼い主持込については、もっときびしい取組を明記してほしいし、飼い主の責任で動物病院による安楽死をおこなうよう指導できないのか。 飼い主持込についての取組をもりこんでほしい。 猫の室内飼いについて、迷惑防止・猫の安全の観点からもりこんでほしい。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
	「○動物の遺棄・虐待を未然に防止するため、住民から通報があるような捨て猫の多い場所や虐待が心配される場所には、違法行為であることを注意喚起する掲示物を設置するなど、啓発の手法を工夫していきます。(県)」を追加すべき。	ご指摘の趣旨をふまえ、虐待の防止に関する項目を追加します。	16
	○遺棄を未然に防止する為、広報紙などに動物愛護管理法第44条を載せたり、捨て猫の多い場所に注意喚起の掲示物を設置するなど、普及啓発の手法を工夫していきます。 また虐待を疑う事例が発生した場合に市町村や動物愛護推進員と連携した対応ができるよう、担当者や動物愛護推進員に対して、動物愛護先進国の手法などについて研修を実施していきます。 を追加すべき。	ご指摘の趣旨をふまえ、虐待の防止に関する項目を追加します。	2
	「虐待の防止」並びに「虐待を目撃した際の通報義務」を追加すべき。	計画をもって、法規制以上の義務を課すことはできませんが、虐待の防止に関する項目を追加します。	1

【取組内容】	「犬ねこの引き取りを求める飼い主に対し、終生飼育義務などの指導をし再考を促すとともに、今後速やかに繁殖制限措置を行うことなど窓口での適正飼育指導を強化するとともに、引き取り申請書のフォーマットをより詳細なものに改訂する」ことを追加すべき	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1	
	「犬ねこの殺処分削減のため、引き取り料金の見直しを図る」ことを追加すべき	飼い主からの犬及び猫の引取りについては、平成18年6月から有料としており、今のところ見直す予定はありません。	1	
	「○動物を飼う選択をした場合、終生飼養が原則ですが、飼えなくなった場合のことを想定しておくことが重要です。そのような場合には、飼い始めた者の責任として、自ら譲渡先を探すか獣医師にて致死処分を行うことをも視野に入れます。(県民)」を追加すべき。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1	
	動物の適正飼養の普及啓発のため、「○動物取扱業者による適正な飼養の啓発」「○飼い主への不妊・去勢手術の普及啓発」「○高齢者・身体障害者などの飼い主に対する支援」を追加すべき。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	2	
	「○身勝手な理由による不適切飼育とそれに伴う迷惑行為や、飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成し、該当者には飼育に関する継続的な指導や所有権剥奪などの取り締まりを行う事とする。」を追加すべき。	法に規定されている以上の措置は、この計画では規定できませんが、不適切な飼い方への指導は、継続的に実施していきます。	88	
	不適切飼育とそれに伴う迷惑行為や、飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成し、該当者には飼育に関する継続的な指導や所有権剥奪などの取り締まりを行う事とする。特に虐待疑いの事例が発生した場合には、「専門の調査員」と区市町村や動物愛護推進員等が、「警察」と連携して、虐待の通報に基づき調査・捜査や摘発を行えるようにする。			12
	動物の遺棄、虐待の防止として、「罰則の周知徹底」「地元警察の巡回」「虐待専門調査員配置」を追加すべき。			2
	「○飼養者に対する普及啓発の機会を広げる為、行政発行の広報紙などに不妊・去勢の必要性、動物愛護管理法第44条を載せたり、ペットショップ、動物病院等にポスター、パンフレットを置くなどして、普及啓発を行う場を拡大していきます。」を追加すべき。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	2	
	○「適正飼養に関する啓発用ポスター、パンフレットの作成配布並びにホームページ等の更なる充実、町内会などの回覧版を利用するなど、効果的な啓発に努める。 ○自治会・町内会単位で適正飼養に取り組む」を追加すべき。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1	
	スーパー、コンビニ、駅、学校やスポーツジム等にパンフレットを置いてあらゆる世代へのアプローチを	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1	
「動物の健康と人の安全の確保」を「動物と人の健康と安全の確保」とすべき。	文意はほぼ同一と考えます。	1		
「施設に持ち込む飼い主には、理由と名前の記入を義務付け、殺処分の映像または実際の処分現場を見せる。 持ち込む場合は、動物病院で安楽死(譲渡時の諸検査)と同等の持ち込み料を徴収する。 引き取り動物は譲渡することを目標にしていく事から、収容施設内での感染症や寄生虫等の感染を未然に防ぐ事ための検査を行う。」を追加すべき。	動物の引取り時には、持ち込み者と所有者の住所・氏名及び動物の特徴や名前、持ち込む理由を記入させ、再来者等には指導を行っています。また、平成18年6月からは飼い犬・飼い猫の引取りを有料化しています。	104		

【取組内容】	「犬ねこの引き取りの際は身分証明書の提示を求め、業者の場合は引き取りを行わないこととする」旨を追加すべき	ご提案の趣旨については、業者であるという理由で法の引取り義務を拒否できないと考えます。	1
	負傷動物の収容、処置のため、「○獣医師による治療、ワクチン接種を実施」「○動物飼養に適した施設環境への修繕・整備を実施」を追加すべき。	現状の施設及び体制では困難ですが、できる限り生存の機会を与えるよう対応してまいります。	2
	○一時預かりなどの制度を設ける	ご提案の趣旨については、行政が行うサービスの範疇にないと考えます。	1
	悪質業者に対する業務停止命令を追加すべき。	今後も、法令に基づいた監視指導を実施してまいります。	1
	繁殖、販売産業の新規出店、開業禁止を追加すべき。		1
	「動物の販売に際しては、生年月日とともにブリーダー等繁殖業者から出荷された日も表示します。(事業者)」を追加すべき。		16
	「○動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取り扱い業の登録を必要とする。繁殖を行う個体の登録も義務とし、猫は1.5歳～6歳まで、犬は2歳～6歳まで、出産回数は年に1回に限り、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待と看做す事とし取り扱い業を剥奪し、刑罰を与える。繁殖が出来なくなった動物は適切な飼養で終生飼育する事を毎年確認する。行政の引取時には、すべて有料制にし、動物取り扱い業者からの引取を行う場合、一般市民の引取の金額よりも多額に設定する事。」を追加すべき。		109
	店頭における生体販売は一切禁止		1
	「○動物取扱事業者の監視を強化するために、事業者評価制度を構築して、評価結果に応じて評価の低い事業者に対して重点的は監視指導を実施してまいります。また、事業者からの情報収集を行い、無登録事業者の徹底的な排除に努めます。(県)」を追加すべき。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	17
	「○動物取扱責任者に対する研修を実施し、関係法令、適正な動物の取扱い、感染症対策等、最新の情報を提供してまいります。(県)」を追加すべき。	既に法に規定されており、ご提案の趣旨については、既に計画に含まれていると考えます。	16
「法律に著しく違反した動物取扱業者については登録の取り消しを行う」ことおよび「インターネットなどによる通信販売も含めて取り締まりの対象とする」ことを追加すべき。	既に法に規定されており、ご提案の趣旨については、既に計画に含まれていると考えます。	1	
【目標】	● 動物の引取数の減少 「平成24年度の飼い主不明の猫の引取り数を平成19年度の10%減」を25%に修正。	5年後の達成の目途が立たない数値を目標値に設定することはできません。	2
	動物の引取り数の減少 「犬及び飼い猫平成19年度の25%減」を「50%減」に、「飼い主不明の猫 平成19年度の10%減」を「50%減」に修正すべき。		19
	平成24年犬及び飼い猫の引取数、飼い主不明の猫の引取数を「ゼロ」とすべき。		1
	動物の引取り数の減少 「削減目標値」を追加すべき。「殺処分の9割削減」を追加すべき。		1

【目標】	どのような施策をもって飼い主不明の猫の引取数の削減を10%として目標を達成するかを含めるべき。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	数値目標として5年間で犬猫の引取り数を25%減少させるとのことですが、そのための具体的な方針が示されていません。どのような理由で引取りが行われるのか、実態を調査していただきたいと思います。		1
	行政に引き取られた動物の殺処分は、獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる個体以外は譲渡返還目標を100%とし、上記に述べた以外の動物は今回の10ヵ年計画での最終目標を0とするべき。	5年後の達成の目途が立たない数値を目標値に設定することはできません。なお、動物の譲渡については、動物の適性を判断したうえで実施していきます。	105
	所有者明示率の目標は低すぎます。最低でも60パーセントは目指すべき。	所有者明示率の現状から判断して、5年後に達成可能な数字として掲げました。	1
	「●動物の返還・譲渡数の増加 平成18年度330匹(犬の返還310匹・譲渡20匹、猫0匹)・平成30年度840匹」を追加すべき。	所有者明示率が増加すると収容数が減少すると考えられるので、返還や譲渡数を目標値とすることは難しいと考えます。	17
	殺処分数の具体的減少目標値を設定すべき。	5年後の達成の目途が立たない数値を目標値に設定することはできません。	1
	狂犬病予防注射接種率の向上のため、数値目標を設定すべき。	ご指摘の趣旨をふまえ、狂犬病予防注射接種率の維持について目標として追加します。	1
動物を飼養する場合はマイクロチップを挿入することを義務とし、違反した場合の罰則を設けること。10年以内を目途にマイクロチップの装着率100%を目標とすること。	マイクロチップは、所有者明示の方法の一つと考えています。	2	
その他	飼養前講習に関する意見	-	1
	動物取扱業者(販売者)における適正飼養への要望	-	3
	マイクロチップに関する意見	-	1
	抑留期間の延長に関する意見	-	1
	猫の屋内飼養に関する意見	-	1
	その他の意見	-	2

2. 動物の健康と人の安全の確保 (2) 実験動物・産業動物等の適正な飼養

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
【取組方向】	1「実験動物の適正な取扱いの推進」に加え「に係る実態把握のため、届け出制とする」を追加すべき。	計画をもって、法規制以上の義務を課すことはできません。	1

【めざす姿】 【取組方向】 【取組内容】	【めざす姿】【取組方向】【取組内容】のところに盲導犬など補助犬についての項目をいれてください。	ご意見をふまえ、身体障がい者補助犬に関する項目を追加します。	1
【取組内容】	「県内の動物実験施設を把握」とあるが、実態把握なくしてどのように周知徹底を図るのかわからない。 まず実験動物施設及び実験動物の繁殖販売業者の実態を把握し、基準の周知徹底をはかってください。	各施設の把握を行い、基準の周知を図っていきます。	1
	「県内の動物実験施設を把握し」のあとに「3Rの原則に沿った実験を行っているか監査を行う」を追加すべき		1
	「〇産業動物管理及び動物実験における禁止事項」「〇県民による監視体制」を追加すべき。	1	
	「動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止し、これに違反したものの氏名・機関名公表と罰則規定を策定する。」を追加すべき。	ご提案の趣旨については、今後の検討課題としていきます。	102
	「〇実験動物施設を事前通告なしに定期的に調査訪問、実情を把握し、基準にあったものか監視指導する」等を追加すべき。		1
	【取組内容】に以下の記述を追加すべき。 〇三重県内の動物実験施設の事業者に対し、動物実験に変わる代替法による研究開発の推進を求める。(県、市町、関係団体、地域団体) 〇動物実験を把握するため、動物実験施設の届出を義務づける。(県、市町)		1
	産業動物・実験動物の適正な取扱いの推進のため、「立入検査を行う」「すべての施設・設備・飼養動物を公開する」「実験動物の使用から代替法への転換を指導・推進」	2	
「欧米で取りられている「家畜福祉の5つの自由」について生産者に周知し、消費者にも啓発する。」等を追加すべき。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	2	
その他	犬猫が動物実験へ払い下げられないようにしてほしい。	県では平成13年度以降実施しておりません。	1
	動物実験に対する規制強化に関する意見	-	2
	その他の意見	-	1

3. 地域社会における動物愛護管理の推進

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
【現状と課題】	「災害発生時など緊急の場合においても」を「緊急の場合に備え日頃から」とし、「動物を適正に管理できるよう」を、「管理できるような頭数に抑えることを心がけ、自らの飼養動物の健康と安全を守ることが必要です。またこれと並行して」にすべき。	ご意見をふまえ、【取組内容】に災害時における自らの飼養動物に関する項目を追加します。	1
【めざす姿】	「災害発生時など緊急の場合における動物の飼養についても」のあとに「一義的に飼い主としての果たすべき責任は、自己責任であると認識させたい」を追加すべき。		1
【取組内容】	動物愛護管理行政に係る職員(県、市町、公社等)の資質向上のために、職員の研修も取り入れてください。また、住民に対しては、市町に動物愛護担当窓口を設け、地域住民の動物に関するニーズに対処できるようにしてください。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1

【取組内容】	「動物の適正飼養」のあとに「動物の適正飼養がされているかや飼育状況を把握するため地区ごとに動物愛護推進委員が担当する』とすべき	動物愛護推進員の業務については、今後動物愛護推進協議会内で議論していきます。	1
	動物愛護推進員として、動物保護ボランティア経験者を含んで欲しい。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	動物愛護推進員には、動物の幸せを第一に考えている動物愛護団体の参加は絶対不可欠だと思う。		1
	「自治会や学校区」のあとに「集合住宅」を追加すべき	集合住宅は自治会に含まれると考えます。	1
	○多頭飼いや多頭エサやりをしている者で不妊手術をしていない者へは不妊手術の指導を行い、本人が高齢などで捕獲や搬送が困難な場合はボランティア等に依頼し代行させ、金銭面での相談・病院の紹介等を行う。	ご提案の趣旨については、飼い主が自ら行う責務の一つと考えます。	100
	動物による危害や迷惑問題防止への取組として、「動物愛護についてのルール作り等を支援する」「動物愛護管理推進におけるモデル地域を設定し、支援を行う」「専用窓口の設置」	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	2
	「○災害時、緊急に動物の避難などを行わなければいけない時は警察はボランティアや動物愛護団体等との連携をとり動物の一時避難等を行う。その為には、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化する。」を追加すべき。	ご意見の趣旨をふまえ、警察等との連絡体制の強化を図っていきます。	101
	○警察、消防機関との連携協働についても、災害時の体制整備を構築していくこと。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	「○ 災害発生時に対応できるように、動物飼養者は常日頃から自己責任としての準備を行います(県民)」を追加すべき。	ご意見をふまえ、災害時における自らの飼養動物に関する項目を追加します。	1
	保健所・愛護センター等に引き取られた犬・猫の取扱において、一般飼養者への譲渡と共に、アニマルセラピーに適した動物の選別を行うようにする。	動物介在活動については、その活動を支援していきますが、県が主体となって実施する予定はありません。	12
「○飼い主のいない猫の適正管理についてのガイドラインを作成し、ボランティア、関係団体等の協力を得ながら、避妊去勢手術や普及活動等で地域を支援していきます。(県、関係団体、県民、市町)」を追加すべき。	ご提案の趣旨については、地域での対策の一つの手法と考え、今後の検討課題としていきます。	19	
「○住宅街での野良猫対策として、TNR活動(野良猫の不妊手術をし元の場所に戻す事。不妊手術する事で一代限りの命の存在を認め、餌やりの禁止などせずに地域の同じ住民として見守るという考え方。野良猫数や苦情数を減らすために現在最も一般に行われている活動。)の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行う。」を追加すべき。		104	

【取組内容】	【取組内容】に以下の記述を追加。 ○虐待を疑う事例が発生した場合に動物愛護推進員と連携した対応ができるよう、動物愛護推進員に対して、動物愛護先進国の手法などについて研修を実施する。 ○飼い主のいない猫対策として県の作成したガイドラインを動物愛護推進員を通して普及・周知させ、野良猫を減らす効果的対策が見出せずに苦慮している地域、子猫の引取り件数の多い地域を抱える市町村に対し、動物愛護推進員と連携協力して県の作成したガイドラインを参考とした取組を導入させる。 ○飼い主のいない猫を減らす為に動物愛護推進員、動物愛護団体や野良猫ボランティアと協力して地域猫活動やTNR活動(捕獲・不妊去勢手術・元の場所に戻す)を推進する。	ご提案の趣旨については、地域での対策の一つの手法と考え、今後の検討課題としていきます。	2
	○公園や河川敷、公共施設など行政管理の土地での飼い主のいない猫対策の取り組みとして、行政内関係部局と施設等の管理者、市町村、ボランティア等が連携し、飼い主のいない猫対策を行えるよう、協力し支援する事。を追加すべき		102
	地域猫への対応を追加すべき。		1
	高齢者が動物を飼養する場合のガイドライン、マニュアルを作成し、自治会やボランティアを通して啓もう活動、サポート活動を行うこと	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	2
【目標】	五年後の30人は少なすぎます。5年後50人、10年後最低でも100人は必要です。	30人は最低限の数値と考えています。	1
	愛護推進員を居住地のリーダーと位置づけるなら、30は少なすぎるのでは。保健所、管理公社の職員を推進員とし、県民や市町職員を動物愛護協力員としてその養成を図ってはどうか。地域住民の中から、地域リーダーを養成すべき。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1

II 基本方策を推進する体制の整備

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
【現状と課題】	【現状と課題】で、「個人や団体の資質向上、活動の場等の整備補充などが重要です」とありますが、もう少し共に協力するというふうな文にしてください。かなり上から目線です。	ご指摘の趣旨をふまえ、文言の一部を修正します。	1
【めざす姿】	「動物の愛護及び管理の実戦に向け、地域単位での重層的なネットワーク構築」の箇所を、ネットワーク構築に段階的な設置目標を設定すべき 段階1 各保健所に1つずつ協働グループ(県民、市町、県)を設置 段階2 各協働グループはそれぞれの地域で活動の基盤を作る。 段階3 三重県動物愛護管理推進協議会を設置して県内全体の課題に取り組む 段階4 自治会、学校区単位などに細分化したきめ細かな動物愛護管理体制を構築	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
【取組方向】	【取組方向】のところに、「動物愛護団体、事業者等関係団体の育成支援をはかります」とありますが、「地域における動物愛護団体等との共働体制の構築をはかる」というような文もいれてください。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	【取組内容】のところに「地域における動物愛護団体等と定期的に話し合いを持ち、行政及び各団体等が一体となって動物愛護を推進する体制をつくります。」といれてください。 NPO等動物愛護関係団体についてその組織の育成や連携の強化が重要。保健所で対応が異なる事例があること、現在の保健所職員の人員配置では、動物愛護管理の推進をはかるには十分でない。必要な人員配置を含めた県の体制づくりに期待する。		1
【取組内容】	「動物の管理にかかる問題発生に対応するため」のあとに「ボランティア、職員、専門の調査員や警察とも連携して」を追加すべき	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1

【取組内容】	「体制を構築します」のあとに「また高齢者に対しても安心して飼養できるよう、また動物たちが致死処分されることのないよう登録制度を設け地域で見守っていきけるような体制を作ること」を追加すべき	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	人材の育成のため、「○間接的指導にとどまることなく、現地視察・救済活動・支援活動など積極的な姿勢で取り組む」「○ボランティアや多頭飼育者の場所を把握し、登録制度を導入する」「○譲渡を支える保育等ボランティアを育成」を追加すべき。		2
その他	「財団法人三重県小動物施設管理公社」の内外装ともにイメージチェンジを図って欲しい。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	小動物管理公社として譲渡事業に取り組めないか。処分場という位置づけでなく、譲渡のほか、しつけ教室の開催など、県民が動物とふれあえる場所、機会を設け、県の中心的な動物愛護精神の情報発信の場という正確を持たせ、積極的な動物愛護の推進を。その中で、専門知識を持つ者との連携により多様な事業の展開ができないか。		1
	動物愛護センターの設立を希望する。	財団法人三重県小動物施設管理公社の建屋を三重県動物愛護管理センターと名称変更し、今後施設等の充実を図っていきます。	1
	動物を救うための動物愛護管理施設づくりを		1
	財団法人三重県小動物施設管理公社職員のみで譲渡事業を行うのは業務量の負担が重く困難であるので、県民ボランティアやNPO等に協力を呼びかけてはいかがか。	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	動物愛護には、「動物実験反対」「去勢手術反対」の団体もありますが、そのような団体とはどう取り組んでいくのか？	この計画を元に事業を実施していきますので、賛同いただけない団体とは協働できないと考えます。	1
	各主体の役割分担の明確化	ご提案の趣旨については、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。	1
	市町村担当職員や警察関係者の教育啓もうもして欲しい。		1
	動物愛護団体等への支援		1
	動物に関する問題対応窓口の明確化。「動物SOS」の設置等		1
ボランティアと協力して野良猫対策をして欲しい。	1		
			1